

## 第 29 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和6年7月18日(木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後2時59分

### 出席委員

1 番委員	荒 井 啓 子	2 番委員	野 口 一 盛
3 番委員	斉 藤 喜 兆	4 番委員	杉 崎 一三六
5 番委員	杉 本 明 彦	6 番委員	林 隆
7 番委員	戸 坂 昭 一	8 番委員	杉 本 富美男
9 番委員	倉 田 邦 昭	10番委員	榎 本 弘 行
11番委員	山 口 祐 二	12番委員	山 内 亜樹子
13番委員	矢ヶ崎 宏 始	14番委員	吉 井 美華子
15番委員	藏 見 洋 久	16番委員	田 中 敏 夫
17番委員	石 原 康 裕	18番委員	加 納 松 男
19番委員	荻 本 末 子	20番委員	篠 宮 稔

### 事 務 局

局長	元木勇治	次長	高橋夏美
書記	佐野純子	書記	谷合広美

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第29回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ19人の御出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることを御報告します。

なお、7番議席の戸坂委員につきましては、本日、都合により遅れる旨の連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしく申し上げます。

○議長（矢ヶ崎会長）　皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。7月も半ばを過ぎ、これからしばらく厳しい暑さが続きますが、お体に十分注意してください。

（戸坂委員入室）

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、4番議席の杉崎委員、5番議席の杉本委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題とします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定します。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第17号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第18号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、以上3件を事務局から説明します。

○高橋事務局次長　それでは、報告第16号を御覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」であります。農地法の第3条では、農地を農地として所有権の移転や地上権、永小作権、貸借権等の権利を設定、もしくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けることとなっております。ただし、その権利の移転の理由が相続、または法人の合併、分割の場合は、農業委員会への届出となっております。

今回、相続による所有権の移転の届出がありました。

番号1を御覧ください。土地の所在は上石原1丁目●番●外10筆、面積は合計で6,122平

方メートル、権利を取得した者は●●●●氏であります。6月4日に届出を受け、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。資料、報告第17号を御覧ください。報告第17号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の所有権の移転を行わずに農地を農地以外の地目に転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺元町5丁目●番●外1筆、面積は合計で741平方メートルであり、申請人は●●●●氏であります。

これらの土地は都立神代植物公園の西側にある土地であり、以前は生産緑地でしたが、令和5年6月に相続による買取り申出がなされ、令和5年9月に行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う共同住宅及び専用住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。篠宮委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、5月31日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月4日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は若葉町3丁目●番●、面積は66平方メートルであり、申請人は●●●●氏であります。

この土地は若葉小学校の東側にある土地であり、以前は生産緑地でしたが、指定告示日から30年経過したため、令和4年12月に買取り申出がなされ、令和5年3月に行為制限の解除となっております。今般、自己転用で共同住宅建設のため、地目の変更をするものであります。藏見委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、6月18日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月25日に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。資料、報告第18号を御覧ください。報告第18号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺東町4丁目●番●、面積は118平方メートルであります。譲渡人は株式会社イーカム、譲受人は株式会社リビングスペースであり、転用目的は戸建て住宅建設であります。杉本富美男委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

この土地は都立神代植物公園の東側にある土地であり、以前は生産緑地でしたが、令和

5年12月に相続による買取り申出がなされ、令和6年3月に行為制限の解除となっております。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、6月11日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月12日に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は深大寺東町4丁目●番●、面積は294平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏、譲受人は株式会社東栄住宅であり、転用目的は戸建て住宅建設であります。杉本富美男委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

この土地は都立神代植物公園の東側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、6月19日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、6月21日に受理通知書を交付しております。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から3件の説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の3件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題とします。ア、令和6年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、イ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について、以上3件を事務局より説明します。

○高橋事務局次長 それでは、報告事項について御説明いたします。

資料、報告事項アを御覧ください。令和6年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和6年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届出が1件、6,122平方メートル、第18条及びその他のものではありませんでした。

下の表、令和6年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は件数2件、面積807平方メートル、所有権の移転、賃借権の設定を伴う農地法第5条の届出が件数2件、面積412平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和6年度目的別農地転用状況について御説明いたします。真ん中の表の令和6年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの内容でございます。今回の総会審議状況で前回から変更となった部分でございますが、農地法第4条は、表の上から3段目、共同住宅・貸家に転用したものが件数2件、面積807平方メートル、農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数7件、面積3,498.02平方メートルであります。

内訳の合計は、表の右の合計欄、件数11件、面積5,266.02平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（相続税の納税猶予に関する適格者証明）についてであります。これは、農地を相続により取得した者が相続税の納税猶予の適用を受けるため、税務署に提出するための証明です。

番号1について御説明いたします。土地の所在は上石原1丁目●番●外9筆、面積は合計で5,539平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。林委員が現地確認をしております。

なお、うち1筆675平方メートルは、認定都市農地貸付けを行っているため、認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書を併せて発行しております。

次のページをお願いします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。これは、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は国領町1丁目●番●外2筆、面積は合計で2,189平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。石原委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。土地の所在は国領町4丁目●番●外11筆、面積は合計で4,429.03平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。石原委員が現地確認をしております。

番号3について御説明いたします。土地の所在は入間町1丁目●番●外1筆、面積は合計で1,392平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏です。斉藤委員が現地確認をしております。

なお、番号1から3につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行しております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の3件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の協議についてです。

日程第4の議案につきましては、調布市農業委員会議事規定第10条において、委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないと規定されており、協議に係る野口委員に一時退席していただきますので、しばらくお待ちください。

（野口委員退席）

○議長　「飛田給三丁目土地区画整理組合設立における農業委員会への意見伺いについて」を議題といたします。事務局が朗読します。

○高橋事務局次長　「飛田給三丁目土地区画整理組合設立における農業委員会への意見伺いについて」、上記の協議事項を提出する。令和6年7月18日、提出者、調布市農業委員会会長 矢ヶ崎宏始。

○議長　ただいま協議事項について朗読がありました。続いて、提案理由の説明をお願い

いたします。

○佐野書記 「飛田給三丁目土地区画整理組合設立における農業委員会への意見伺いについて」、御説明いたします。

このたび6月6日付で調布市農業委員会会長宛てに調布市飛田給3丁目土地区画整理組合設立準備会の中村泰夫準備会会長より、飛田給三丁目土地区画整理組合設立における農業委員会への意見を求める文書が提出されました。これは、区画整理事業を行うに当たり、東京都へ組合設立のための認可申請の際に農業委員会の意見書の添付を求められているためです。

事業の概要について御説明いたします。

1、計画の概要を御覧ください。所在は飛田給3丁目7番7外47筆、開発区域面積は1万9,457平方メートルです。対象権利者は、民有地18名、官有地が1名の計19名です。うち農地所有者は15名です。府中市との境になりますので、調布市が5名、市外の方が10名です。事業予定地内の農地は、特定生産緑地と生産緑地が面積1万3,034平方メートル、市街化区域農地が3,007平方メートル、合計で1万6,041平方メートルです。

なお、当該事業の減歩率は55.9%と想定され、区画整理後は7,074平方メートルとなり、面積が8,967平方メートル減少いたしますが、生産緑地法、相続税、納税猶予制度上の問題はありませぬ。納税猶予農地の面積は減少しますが、区画整理前と区画整理後の農地の価値は変わらないことから、相続税の納税猶予が確定することはありません。

事業の目的は、地区の大部分に接道がなく、土地の利用方法が制限されているため、今後の土地の有効活用を図るとともに、想定される無秩序な開発を未然に防ぐこと。高齢化や後継者不足に悩む農地所有者が営農しやすい環境を整えること。農地と住宅地の調和の取れた良好な市街地を形成することです。

資料中段の2、これまでの経過を御覧ください。この事業は、平成29年7月に権利者の方々による検討が始まりました。その後、準備会を立ち上げ、組合設立に向けての会議を行っている中、今回と同様に令和元年12月19日に開催された第22期第10回農業委員会総会の協議事項となった経緯がありました。しかしながら、事業計画のエリアの見直しの影響により、東京都に再申請することとなったため、このたびの意見伺いとなりました。

3、計画スケジュールを御覧ください。今後は、令和7年3月に組合設立認可を受け、その後、仮換地や造成工事など、様々な工程を経て、令和10年7月に組合が解散されることになっています。

事業に関する説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、私から、土地区画整理事業については多数の農家がいると聞いておりますので、意見として、実施に当たっては関係する農家だけでなく、事業区域に隣接する農家の意見も尊重し、農地についてはその保全を考慮しつつ、農環境の低下を招かないよう、施工内容等については配慮していただきながら事業を遂行してほしいと回答したらどうかと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

御異議なしと認め、そのように決定することといたします。

ここで、一時退席した野口委員が席に戻りますので、しばらくお待ちください。

（野口委員復席）

○議長　次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明します。

○元木事務局長　その他報告及び連絡事項です。

次回の総会日程についてです。次回の総会は令和6年8月22日午後3時から調布市文化会館たづくり1001学習室にて開催いたします。なお、役員会は同日午後2時30分からですので、よろしくお願いいたします。

次に、東京都農業会議主催の農業委員会地区別広域会議が令和6年7月12日午後1時30分から三鷹市役所の公会堂で開催されました。当日は、議事にて令和6年度農業委員会活動の積極的推進についてなどの協議が行われ、農業委員会会長、副会長が出席されました。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長　ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」との声あり）

ほかに御質問、御意見もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第23期第29回農業委員会総会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時24分

調布市農業委員会議事規則第13条の  
規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

4 番委員

5 番委員